一般質問 主な質問と答弁

健康増進施策

「健康づくり応援団・協力店」認証制度 健康寿命を伸ばす取り組みを推進

武藤 正人（藤沢市公明党）

質問 高齢者社会に向けた健康増進の取り組みとして、本市が実施している介護予防事業や市独自で助成を行っているサービスの現状及び今後の方向性について聞きたい。

答弁 介護予防事業としては、「からだいきいき水中運動教室」、「食べる機能改善教室」等、運動・認知症予防・栄養等についてさまざまな事業を実施しており、市独自のサービスとしては、「高齢者いきいき交流事業」を行っている。この事業は七十歳以上の高齢者を対象に、指定はり・きゅう・マッサージ治療院や公衆浴場、スポーツ施設等で使用できる助成券を交付するもので、対象者の約半数が利用している。今後は、多様な利用者ニーズに対応できるよう助成券利用可能施設の拡大等、事業の充実を図っていく。

質問 介護が必要なく自立して元気に過ごせる期間を示す「健康寿命」を伸ばすための具体的な取り組みと今後の方向性について聞きたい。

答弁 今年度の新たな取り組みとしては、ヘルシーメニューを提供するレストランや禁煙店などを推奨する「健康づくり応援団・協力店」認証制度や健康情報の発信を行う「健康マップ」の作成等を進めている。「健康マップ」は、現在、慶應義塾大学、藤沢市保健医療財団及び本市の三者で、実用化に向けた研究をしており、多くの市民が健康づくりに関心が持てるような情報発信を検討していく。

今後は、健康づくりに関する環境整備を推進し、健康に関心の薄い世代等に対しても、健康寿命の延伸に向け、積極的に普及啓発を行っていく。

ごみ対策として境川に設置された除じん機

上流市・県に応分の負担を求める

河川のごみ対策 除じん費用は本市が全額負担

浜元 輝喜（さつき会）

質問 境川、引地川のごみ対策として本市のみに設置されている除じん機は、神奈川県が設置し、除じん作業と維持管理費用の負担は本市のみが負担している現状である。流域七市と県で構成されている境川・引地川水系水質浄化等促進協議会における除じん機設置や費用負担の調査結果について聞きたい。

答弁 除じん機の設置については、各市とも河川管理者の県が行うべきとの回答で各市が設置する予定はなく、維持管理費用については、県が負担すべきが三市、県と本市が負担すべきが二市、除じん機の費用対効果を検討すべきが一市となっている。

質問 除じん機設置については、上流市の理解と協力が得られない状況だが、本市が全額負担している年間二百五十万円の費用について、公平性、公正性の視点から上流市に応分の負担を求めるべきと思うがどうか。

答弁 除じん機の運営や維持管理費用については、河川管理者である県はもちろん、上流からの河川ごみも本市域内に設置されている除じん機で処理しているため、公平性、公正性の視点から上流市にも応分の負担をしてもらう必要があると考えている。県及び上流市に対し、今後も費用負担を求めていきたい。

発達障がい早期発見 五歳児健診の導入を

大野 美紀（藤沢市公明党）

質問 発達障がいは、知的障がいや身体障がいと違って、外見からはわからないことが多く、幼稚園や保育園で初めて障がいを指摘されることもあり、五歳児健診の実施が求められている。五歳児健診の実施に関する国等の動向について聞きたい。

答弁 五歳児健診の実施について、国では、既存の乳幼児健診を充実し、早期からの継続支援を確立するとともに、地域の実情に合わせた支援体制の整備が必要とされている。先進自治体では、それぞれの実情に応じた健診や相談を行っていると聞いている。また、県内の他市においては、五歳児相談を実施している市もあるが、県内いずれの市においても、三歳六カ月児健診以降の支援のあり方を模索している状況である。

質問 五歳児健診の実施について積極的な検討が必要と考えるが、どうか。

答弁 発達障がいの早期発見と支援については、既存の乳幼児健診を充実するとともに、早期からの継続支援を確立することが重要である。五歳児健診については、平成二十五年度に母子保健推進協議会の専門部会として（仮称）乳幼児健診検討部会を立ち上げ、三歳六カ月児健診後の支援体制のあり方とあわせて、他市の状況も踏まえて、十分に検討していきたい。

保険料の負担増 緩和措置の検討は

土屋 俊則（日本共産党藤沢市議会議員団）

質問 平成二十五年度に国民健康保険料の計算方式が、市民税方式から旧ただし書き方式に変更となる。二つの方式の違いと変更による影響等について聞きたい。

答弁 本市が採用している市民税方式は、市民税額に保険料所得割料率を乗じて所得割額を算定する方式で、総所得金額から基礎控除の三十三万円のみを控除した後の所得金額に、保険料所得割料率を乗じて所得割額を算定する方式である。市民税方式では市民税が非課税のため所得割が賦課されない世帯の一部について、旧ただし書き方式への変更により所得割が発生することがある。また、所得申告に扶養控除などの各種所得控除が多くある世帯の保険料が増額するといわれている。

質問 この変更による保険料の負担増に対する緩和措置が必要だと思うが、その検討状況について聞きたい。

答弁 急激な保険料の増加とならないよう緩和措置が必要であると考えており、現在、他市の状況を参考に検討を行っている。

質問 市民税非課税世帯には所得割を賦課しないなどの緩和措置が考えられるが、具体的な措置について聞きたい。

答弁 保険料負担がふえる方を対象に、緩やかな変更となるよう、実施期間も含め検討するとともに、市民税非課税世帯に対する恒常的な緩和措置についてもあわせて検討していきたい。

孤立死等を防ぐ 本市の見守り体制は

東木 久代（藤沢市公明党）

質問 本市における高齢者の見守り体制について聞きたい。

答弁 ひとり暮らし高齢者の見守りについては、民生委員や地域包括支援センター職員を中心とした体制を整えるとともに、毎週安否確認が入る緊急通報サービスや給食サービス事業などの取り組みを進めている。また、地域での取り組みとして、市内を四ブロックに分け、市職員、地域包括支援センター職員、医師、民生委員等により構成される地域ケア会議を設置し、高齢者が安心して生活できる体制をとっている。

質問 この見守り体制には広くさまざまな方面からの協力が大切である。ライフライン事業者との連携やごみ収集の関係者の協力体制について聞きたい。

答弁 本年五月十七日からLPガス事業者による地域見守り活動を開始したが、今後も電気・ガス等の事業者についても拡大を図っていく。また、介護が必要な高齢者等の世帯を対象に、職員が玄関先までごみを取りに行く一声ふれあい収集を実施しており、その他の世帯についても、収集時に異変を感じた際は、担当課に連絡するなどの協力体制を整えている。

質問 高齢者の他にも障がい者や生活困窮家庭等見守りが必要な方がいる。市としての総合的な見守り体制について聞きたい。

答弁 高齢者・障がい者及び母子家庭における孤立死や孤独死の報道は後を絶たず、市としても、小地域ケア会議の実施などの取り組みを進めるとともに、庁内対策会議などを早急に立ち上げ、孤立死や孤独死を生じさせないよう取り組んでいきたい。

紙おむつの助成 請求方法の改善は

友田 宗也（みんなの党藤沢）

質問 排せつ管理支援制度における紙おむつの助成について、その内容と申請から助成までの流れについて聞きたい。

答弁 紙おむつの助成制度は、障害者自立支援法に基づく制度であり、三歳以上で介護保険サービスを受けておらず、身体障害者手帳を持ち、脳性麻痺等先天的な機能障がいにより、排せつ等自力でトイレが使えない方が対象で、助成額は一カ月当たり一万二千円が上限となっている。申請から助成までの流れについては、年度初めに業者の見積書を添えて一年分または半年分の申請後、市から支給決定通知書と給付券が発行される。一年分または半年分の納品完了後、業者は利用者から確認の記名押印を給付券にもらい、市へ請求を行い助成額の給付を受けるものである。

質問 利用額が上限額に満たない利用者がいるにもかかわらず、業者が申請助成額を全額請求しているケースがあると聞く。利用者が実際に紙おむつを受け取った分だけしか請求できない仕組みづくりが必要と考えるが、どうか。

答弁 年度当初に上限額で申請しても、年度末までに予定した額の紙おむつが必要でなかった場合には、実際に使用した金額で請求し直してもらうことになっており、実際の納品額については、業者が年度末に利用者の確認印をもらっている。

今後、事実確認のため至急調査を実施し、その結果に基づき、制度利用の検証を行い、必要な対応を図っていきたい。また、請求方法については、年度末の納品確認ではなく、月々の納品状況を利用者と業者と市がともに確認して請求できるように制度の改善を図っていく。

議員全員協議会を開催

議員全員協議会は、五月二十一日に開催され、藤沢市土地開発公社による土地の先行取得に係る議会への情報提供の基本的な考え方について報告を受け、これに対し、質疑を行った。

〈市の説明〉

藤沢市土地開発公社による土地の先行取得に係る議会への情報提供の基本的な考え方については、①情報提供をする先行取得は、都市計画決定のない土地の先行取得とする。②情報提供の時期は、各事業主管課が先行取得をしようとするときとする。③情報提供の方法は、議員全員協議会で提供するものとする。④提供する情報の内容は、担当部課名、事業名、事業概要、先買い理由、取得予定日、取得する土地の町名又は字・小字名、おおよその取得面積とする。⑤議会への情報提供までの流れは、正副議長に案件の説明をした後、議会運営委員会において議員全員協議会の開催が必要と判断された場合、議員全員協議会において情報提供を行う。⑥不動産鑑定士から意見等の聴取を行うこと及び複数の不動産鑑定を行うことについては今後の検討事項とする。―以上の六点である。

なお、市民への情報提供については、今後の検討課題としたい。